

## 京都市教育長告示第1号

京都市教育長告示の読点の表記を改めるので次のように告示します。

令和4年6月30日

京都市教育長 稲田 新吾

### 1 読点の表記の改正

この告示の施行の際現に効力を有する教育長告示の読点として表記する「,」を「、」に改めます。

### 2 施行期日

この告示は、令和4年7月1日から施行します。

### 3 経過措置

従前の様式によるものは、それぞれ対応する告示による様式として作成されたものとみなし、当分の間、これらを使用することができます。

(教育委員会事務局総務部総務課)